

第1号様式の6

封印取り付け業務社内取扱内規

第1条 (目的)

道路運送車両法（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、以下車両法という）第28条の3第1項の規定により、北陸信越運輸局長野運輸支局長から封印取り付けの委託を受ける受託者として、自動車登録番号標（以下、番号標という）及び封印の取り付けを的確に遂行し、並びに出納管理を的確に行うことを目的とする。

第2条 (適用)

車両法等関係法令及び長野運輸支局の封印の受託者準則（以下準則という）、封印取付け委託取扱規定（以下取扱規定という）並びに、この内規に定めるところによる。

第3条 (封印取付け委託の範囲)

1. その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受けられる場合。
2. その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受けられる場合。
3. 変更登録又は移転登録を受けられる場合。（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
4. 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。
5. 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

第4条 (標識等)

封印取付け受託者の標識については、事業場の見やすい場所に掲示しなければならない。

第5条 (封印取付け責任者の選任)

1. 事業場において、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため封印取付け責任者及び代務者を選任する。
2. 封印取付け責任者を選任・変更したときは速やかに変更届（準則第11号様式）を長野運輸支局長に提出する。
3. 事業場以外の営業所で封印の取付けを行う場合は施封責任者及び代務者を選任する。

第6条 (封印取付け責任者の職務)

1. 封印取付け責任者は関係法令等及び内規に基づき関係者に指導、監督し的確に業務の遂行にあたる。
2. 封印取付け責任者は封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理する。
3. 封印の取付けを行う事業場には所定の標識を見やすい場所に掲げる。
4. 封印取付け担当者及び営業所等一覧(準則第8号様式)を備えこれに記録する。

第7条 (封印の受領)

長野運輸支局、松本自動車検査登録事務所(以下長野運輸支局等という)から封印の交付を受けたときは、封印受領書(準則第2号様式)を提出する。また、各営業所で封印の取付けを行う場合には、事業場に封印受払簿(準則第4号様式)を備え封印の受払いの状況を明確にする。

第8条 (出張封印確認書)

出張封印において、返納すべき自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、登録申請時等に出張封印確認書(準則第9号様式)2通を提出する。

第9条 (封印の保管)

自動車登録番号標及び封印は、長野運輸支局等より受領後、封印の数を確認し紛失・盗難のないように厳重に保管する。

第10条 (封印の取付け)

1. 登録番号標及び封印の取付けは、封印取付け責任者又は代務者が行う。
2. 登録番号標及び封印の取付ける際には、自動車検査証に記載されている自動車登録番号、車台番号がそれぞれ実際の自動車登録番号標、車台番号と合致しているかを確認し、又、前後番号標の自動車登録番号が同一であることを確認する。
3. 封印の取付けは、標識を掲げた封印取付け場所において後面自動車登録番号標に的確に施封する。

第11条 (封印取付けの記録)

封印取付けが完了次第、事業場及び各営業所ごとに封印受払簿(準則第4号様式)に記録し、封印取付け責任者又は代務者の印を捺印する。

第12条 (封印の打損・紛失)

封印の打損・紛失又は盗難が発生した場合には、速やかに数量、事情を長野運輸支局長に報告する。

第13条（封印取付け台帳等の保管）

事業場及び各営業所に封印受払簿（準則第4号様式）を備え、取付けに係る車両の取付け等月日、登録年月日、自動車登録番号、車台番号を記録し2年間保存しなければならない。

第14条（変更届）

次の各項のいずれかに該当するときは14日以内に届出書（準則第11号様式）を長野支局長に提出しなければならない。

1. 氏名又は名称もしくは住所に変更があったとき。
2. 法人にあっては、その役員に変更があったとき。
3. 事業場の名称及び所在地に変更があったとき。（事業場の位置を変更する場合を除く。）
4. 封印の取付け責任者を変更したとき。

第15条（承認の申請）

1. 事業場の位置を変更しようとするときは、予め承認申請書（取扱規定第2号様式）を長野運輸支局長に提出し、承認を受ける。
2. 封印の取付けの業務を廃止しようとするときは、予め承認申請書（取扱規定第2号様式）を長野運輸支局長に提出し、承認を受ける。

第16条（無償受託）

封印取付け手数料請求権放棄書を提出することにより手数料請求を放棄することができる。

附則

- ・この取扱内規は令和 年 月 日より実施する。
- ・この取扱内規に規定する帳簿等は、長野運輸支局の「封印取付け委託取扱規定、及び封印取付け受託者準則」による。